

指名停止措置の概要

社名

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号：
住 所：

2. 指名停止措置期間： 別紙のとおり

3. 指名停止措置の範囲： 全国

4. 事実概要：

北関東総合警備保障株式会社、ALSOK 群馬株式会社、株式会社シムックス、国際警備株式会社、ケービックス株式会社、東朋産業株式会社、セコム上信越株式会社の7社が、国（関東地方整備局）や群馬県等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会は上記7社に対し独占禁止法第3条の規定違反（不当な取引制限）を認定し、セコム上信越株式会社を除く6社に排除措置命令を出した。また、一定の売り上げがあった4社（北関東総合警備保障株式会社、ALSOK 群馬株式会社、株式会社シムックス、国際警備株式会社）に対し課徴金納付命令を出した。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である上記7社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第6号ロ（独占禁止法違反行為）に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～5 略	略
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上9ヵ月以内
7～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	
番号	商号又は名称	住 所		
1	北関東総合警備保障株式会社 法人番号9060001001355	栃木県宇都宮市不動前1-3-14	自 令和4年 7月29日 至 令和4年 9月28日	(2ヵ月)
2	ALSOK群馬株式会社 法人番号9070001000918	群馬県前橋市大渡町2丁目1番地の5	自 令和4年 7月29日 至 令和4年 9月28日	(2ヵ月)
3	株式会社シムックス 法人番号4070001019442	群馬県太田市植木野町300番地1	自 令和4年 7月29日 至 令和4年11月28日	(4ヵ月)
4	国際警備株式会社 法人番号8070001006890	群馬県高崎市江木町1525番地	自 令和4年 7月29日 至 令和4年11月28日	(4ヵ月)
5	ケービックス株式会社 法人番号9070001001148	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3	自 令和4年 7月29日 至 令和4年11月28日	(4ヵ月)
6	東朋産業株式会社 法人番号4070001002233	群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2	自 令和4年 7月29日 至 令和4年11月28日	(4ヵ月)
7	セコム上信越株式会社 法人番号5110001002806	新潟県新潟市中央区新光町1-10	自 令和4年 7月29日 至 令和4年 9月28日	(2ヵ月)